

フランス領ポリネシアのファアムと養子縁組 — 土地への帰属意識との関係から —

Fa'a'amu and Adoption in French Polynesia:
In Relation to Polynesian Sense of Belonging to the Land

桑 原 牧 子

Makiko KUWAHARA

1. はじめに

本稿は、フランス領ポリネシアにおいて西欧接触以前から行われてきた養取慣行ファアム (*fa'a'amu*)、および、近年になってポリネシア人同士で行われるようになった養子縁組と、フランス人養親とポリネシア人実親の間で組まれる養子縁組とを比較分析し、特に後者にみられる問題を検討する。養取慣行を人類学的に研究する上で親族関係についての考察は欠かすことができない(長谷川1988: 12; 馬場1988&2004など)¹⁾。本稿ではそれに加えて、ポリネシア人が子供の帰属を土地との関係に重ねて認識してきたことに着目する。これまでのオセアニアの養子・里子研究において中心であった親子・親族関係の枠内での考察に留まらず、ポリネシア人の土地とのつながりを通して養取の捉え方を探究することによって、養子縁組にみられる、ポリネシア人実親、フランス人養親、ポリネシア人養子の中で生じる齟齬を空間・場所認識の違いに起因するものとして浮き彫りにしたい。

ファアムと養子縁組はいずれも子供が実親以外の人物に養育される養取慣行・制度である。ファアムはポリネシアで伝統的に行われてきた。多くの場合、実親の親族や友人

が子供を引き受け養育する。子供は実親が誰であるかを幼少時より教えられ、ファアム親と共に頻繁に実親宅に出入りし実親やその家族と深く関わりながら成長する。それに対して養子縁組は嫡出子以外の子供との間に法的手続きを取ることで親子関係を設定し、子供としての権利義務を付与する制度である。法的に結ばれた親子関係の社会的立場は実の親子関係と同一であり、養子には実子と同様の財産相続や祖先祭祀の権利義務が生じる。また、子供は養親の雇用に基づく福利厚生を受けることができる。つまり、養子縁組では子供は法的に実親の家族から離され養親の家族の一員となり、養親の実子と同じ社会的地位を与えられる。フランスの制度においては「単純養子縁組 (*l'adoption simple*)」と「完全養子縁組 (*l'adoption plénière*)」があり、先の章で論じるが、それぞれ権利・義務の適応する範囲が異なる。

以上がファアムと養子縁組の基本的な相違であるが、養子縁組においても、ポリネシア人同士の間で組まれる養子縁組とポリネシア人実親とフランス人養親の間での養子縁組では相違が大きい。子供の土地への帰属といった本稿の趣旨に照らしてみると、養子縁組は

子供が生まれた土地、つまり帰属すると考えられている土地からの移動と捉えることができる。ポリネシア人同士の間で組まれた養子縁組の子供が親族間もしくは実親の友人との間において物理的にも精神的にも近い距離で移動するのに対し、ポリネシア人とフランス人の間の養子縁組では、子供は家族間の移動に留まらず社会、文化、民族、地理的空間を超えた移動を強いられる。移動後の子供と実親、および、その家族・親族との関係も両者の間に生じた距離によって影響を受ける。通信・交通の発達により、養子がフランスからフランス領ポリネシアで暮らす実親家族と連絡を取り合い、交流を持つことは容易くなった。実親と子供はポリネシア人同士で行われるファアムや養子縁組の関係のように、頻繁に接触を持ちながら親密な関係を維持するケースも少なくない。しかしながら、フランス領ポリネシアとフランスの間には物理的に距離があり、実親と養親の養育の捉え方に違いがみられるのも確かである。その距離と養育観の違いが原因で実親と養子の関係維持が困難になり、子供がフランスで成長する過程においてアイデンティティの持ちようで悩みを抱えることも少なくない。

すなわち、ポリネシア人同士で行われるファアムと養子縁組では子供と実親との間の地理的、社会的、文化的距離が小さいことから、実親とファアム親・養親の間での双方向への行き来が継続しやすいのに対し、ポリネシア人とフランス人の間の養子縁組では実親と子供の距離が大きく、実親と養親の間での双方向での行き来は行われぬか、たとえ行き来があったとしても回数が少なくならざるをえない。実親の住むフランス領ポリネシアへの訪問は、専ら同行する養親の経済状況や休暇取得の都合が優先され、必ずしも子供の意志のもとに実現するわけではない。

地理的、社会的、文化的移動は、ポリネシア人にとっては自らが生まれ育った土地、もしくは、島（テ・フェヌア、*te fenua*）を軸とし、そこからの移動として捉えられる。土地は現在においてもポリネシア人にとって祖先とのつながりや、親族集団のなかでの自らの立場や帰属を示す。しかしながら、フランス領ポリネシアは自治を段階的に拡大しているとはいえ、名称が示す通り、フランスの海外準県である。つまり、土地はポリネシア人自らの出自を示すと同時にフランス領土であり、ネオコロニアルな状況にポリネシア人が今なお置かれていることを示す。そのような政治状況は、養子となるポリネシア人の子供にとって、フランスへの植民地的従属を強いると同時に、フランスで学業を修めて就職するための機会を与えるという両義的な意味を生じさせる。

はたしてポリネシア人実親と養子にとってフランス人との養子縁組は、伝統的な親族制度からの離脱のみならず、祖先マオヒ（*ma'ohi*）の民族集団との分断や隔離を意味するのであろうか。あるいは実親と養子のつながりはたとえ距離的には離れていても、養親の意向のもと一時的には途絶えたとしても、ポリネシア人実親からは継続することを当然視され、子供がフランスで暮らすことで親族集団が関わる土地をフランス本国まで拡張、つまり、親族集団を拡大していると捉えられているのであろうか。本稿は、はじめに、国際養子縁組を可能にしたフランス領ポリネシアの歴史・政治背景と養育者選択をめぐる議論を紹介した上で、タヒチ社会の子供と土地との結びつきについて概観し、ポリネシア人同士の間でのファアム・養子縁組とポリネシア人とフランス人の間の養子縁組についてそれぞれ実親、ファアム親、養親の求めるものとそれが起因となって生じる問題を考察する。

2. フランス領ポリネシアとフランス

フランス領ポリネシアは250平方キロメートルもの南太平洋の広大な領域に点在する118の島々からなり、それらの島々はソサエティ諸島、マルケサス諸島、ツアモツ諸島、オーストラル諸島、ガンビエ諸島の5つの諸島に分類される。公用語はフランス語であり、諸島ごとにマルケサス語、ツアモツ語といった、同じオーストロネシア諸語ではあるがそれぞれ島独自の言語が使用され、伝統工芸や食文化や生業等においてもそれぞれ際立つ特徴を持つ。ソサエティ諸島の言語であるタヒチ語は学校教育やメディアにおいて使用される。首都はタヒチ島のパペーテであり、人口の約半数が暮らす同島は政治、経済、教育の中心地である。

ポリネシア人と西欧人との接触は18世紀に遡る。1767年にサミュエル・ウォリス (Samuel Wallis) が西欧人として初めてタヒチ島を訪れ、その後、ルイ・アントワーヌ・ドゥ・ブーゲンヴィル (Louis Antoine de Bougainville)、ジェームス・クック (James Cook) をはじめとする探検家が続々とタヒチに来航した。さらに、1797年にロンドン伝道協会が宣教師をタヒチに派遣したのを皮切りに様々な教派が布教活動を開始した。1842年、王朝を保持する世襲制階層社会であったタヒチにおいて、当時の王ポマレ四世 (Pomare IV) はタヒチ島のフランスによる保護領化 (le protectorat français) に同意し、1880年、ポマレ四世の妹のポマレ五世 (Pomare V) がフランスに島の主権を譲渡した。さらに、1903年にはフランスの植民地 (EFO: Établissements Français d'Océanie) となった。1946年にフランスの海外領土 (TOM: territoire d'outre-mer) となり、1957年から現在のフランス領ポリネシア (Polynésie Française) の名称が使われるよ

うになった。その後、段階的に自治の範囲を拡大していき、2004年よりフランス領ポリネシアは海外準県 (COM: collectivités d'outre-mer) となっている。このような政治背景のもと、現在の養子縁組にかかわる法制度はフランス本国のものが適用されており、子供がフランス人養親とともにフランスへ渡るのも一連の手続きを踏むことでさほど難しいことではない。

島々の経済は、従来、農業と漁業中心の自給自足であったが、1960年代から軍の駐留に伴う経済、および、観光を中心とした経済に移行していった。現在の主要な産業は観光、黒真珠養殖、遠洋漁業、コブラである。現金収入のある仕事に就く人たちは一定水準の生活を維持できる一方で、無職の人たちは収入のある親族に依存しながら生活を営む。農業や漁業を主とした自給自足で生活を賄っていた時代には、子供の養育はさほど「金のかかる」ことではなかったが、島の生活が貨幣経済に依存している現在、無職の若いカップルや子沢山の夫婦にとって、養育費の負担の大きいことが養子縁組を組む大きな理由にもなっている。

2012年の人口統計によると、フランス領ポリネシアの人口は26万8千人 (Institute de la Statistique de la Polynésie Française 2012) である。先住民であるポリネシア人は全人口の73パーセントを占める (Celentano 2002)。タヒチ語でポパア (*popa'a*) と呼ばれる西欧人は12パーセントを占め、その大半がフランス人である。任期付きでフランスから派遣される教育、病院、軍事、政府関係者たち、および、島の人と結婚をするなどして永住する人たちである。また、中国人は人口の5パーセントを占める。ほとんどは漢民族、客家の人々で、1865年からサトウキビ栽培を目的に島々に移住をはじめ、その後定住する

とともに、しだいにフランス領ポリネシアの商業活動や行政の中心を担うようになった。人口の10パーセントを占めるのがドゥミ (*demis*) と呼ばれる混血であり、その多くはポリネシア人と西欧人もしくは中国人との混血である (Celentano 2002)。ドゥミの多くは高学歴で、政治家であったり貿易業などを営んでいたりと社会的、経済的に高い地位にある。

現在のフランス領ポリネシアにおける個々の人間関係を目を向けると、ポリネシア人とフランス人の関係は単純に植民地支配者と被支配者の二項対立的な関係として捉えきれないことがわかる。フランス人とポリネシア人の間で通婚が多く行われ、いずれの家族・親族内にもフランス人、もしくは、フランス人とポリネシア人のデュミが成員として含まれる。そのような背景から独立派を支持する政治的発言の中では「反フランス」を唱える人でさえも、私的な人間関係の中では直接的な「反フランス感情」を言動に出すことはほぼない。養子縁組においても「反フランス」的な態度はみられない。フランス領ポリネシアの国際養子縁組のほとんどがフランス人との養子縁組であり、他の国へ子供を出す養子縁組はまれである。また、「フランス人だから養子に出すのを躊躇する」といった発言をポリネシア人実親から聞くこともない。

3. 誰のための養子縁組なのか

子供の養育者を誰にするのが望ましいかの問いは、本稿のテーマであるファアムと養子縁組に則って言い換えると、実親による養育を優先するのか、あるいは、実親に固執せずにより良い養育環境を提供できる人による養育を優先するのかの問いである。それはそれぞれの親子の置かれた環境ごとに一律ではなく、該当社会の持つ養育観に照らし合わせ

たとしても容易に答えられる問いではない。ましてや本稿の考察するのはタヒチ社会とフランス社会の間の養育観に相違があるなかで子供の養育が行われる事例である。タヒチ社会において、他の社会でも同様であるかもしれないが、元来「子供の養育」には、子供は養育者がいないところで独自には育たないとの前提がある。子供が健やかに成長するには、十分な衣食住を与えられ、豊かな感情を介するコミュニケーションを通して人との関わり方を学び、家庭や学校での教育を通して様々な知識を習得することが必要不可欠とされる。このなかには成長するにつれて子供が選択し獲得できるものも増してはいくが、根本的に子供は「育てられる」、「与えられる」受動的な立場であるといえる。

「与える」と「与えられる」関係において子供は専ら「与えられる」側の受け身であるが故に、弱者 (マイノリティ) とみなされる²⁾。「多数」と「少数」の対比においては、子供はフランス領ポリネシアでは人口比率においては決して少なくはないので、人数においてのマイノリティではない。むしろ、大人が獲得している生きる力を十分に持たぬものとして、子供はマイノリティ (弱者) である。しかしながら、行政の視点から子供の人権や社会福祉が論じられるとき、全ての子供が一概にマイノリティとみなされるわけではない。子供は衣食住および教育を自らの力で獲得することが出来ない、それらを「与えられる」弱者であるからこそ、養育者から与えられるべき成長に必要な物質的供給、知的教育を欠いたとき、社会福祉の観点からみて扶助を要する対象となる³⁾。フランスの身上保護制度は、「未成年者が、健康・安全もしくは精神上の危険にさらされ、または教育条件を深刻に侵害されている場合」(安見2011:168) に適応する。フランスには育成扶助処分や親権

委譲制度のように「子の利益の観点から、子の身上監護を保護」する制度がいくつもある(安見2011)。タヒチ社会には西欧接触以前から伝統的にファアムという養取慣行があったことから、子供は実親から衣食住を与えられなくとも、それ以外の人から与えられており、行政が定めるような身上保護が必要な状況にあるとはみなされない。「健康・安全もしくは精神上の危険」にさらされておらず、また、「教育条件を深刻に侵害」されておらず、衣食住と教育が実親以外の養育者によって十分にもたらされる限り、その子供は扶助が必要ではないと認識されるのである。

これを踏まえて挙がってくる次なる疑問は、子供が必要な衣食住や教育が与えられている限りは、誰が与えるかは問う必要がないのかという点である。子供が健やかに育つために、生活や教育環境だけではなく、親子の感情的結びつきも考慮する必要があるのは周知のとおりである。しかしながら、タヒチ社会においては、子供と養育者との関係は子供が実子であれば感情的結びつきが強くなり、養子であれば弱くなるといった単純な説明はされない。実親と子供、養親と子供の関係は親子ごとに異なり、また、共有する時間の経過と共に、ライフステージごとにも異なる様相を示す。子供の性別は何か、養親には兄弟姉妹となる子がいるかどうか、兄弟姉妹は養親の実子か養子かどうかなども、親子関係を定める上で関与する。

養子縁組はタヒチ社会の事例に限らず、親と子の生き方としてどちらを優先するかによって、「親のための養子縁組」と「子のための養子縁組」に分類できる(中川1982;大竹・竹田・長谷川1988)。「親のための養子縁組」は財産相続や祖先祭祀などに関わる家筋の継承と家族労働力の確保を目的とする。「子のための養子縁組」は社会福祉、財産相続など、

子供の利益を優先する。フランス社会においてもタヒチ社会においても、ファアムと養子制度において「親のための養子縁組」を優先にしていたのが、実親とファアム親・養親ともに「子のための養子縁組」を重視するようにならってきたといえる。しかしながら、それでも伝統社会のファアムと現代の養子縁組の多くは親の都合で行われてきたと言えるのではないか。ファアムと養子縁組を決めるのは実親とファアム親・養親であり、子供側が発言権を持つことはない。とりわけ乳児自身の養育者の選択は不可能でさえある。たとえ乳児が養育者の選択ができて泣いたり笑ったりして希望を示したとしても、実親、養親、ファアム親がそのような乳児の感情表出を養育者決定の理由とすることはしない。

4. 土地と子供

次にポリネシア人の土地との関係、とりわけ子供と土地との関係について考察していこう。伝統社会はもとより現代タヒチ社会においても、土地はポリネシア人にとって物質的にも精神的にも重要な拠り所として捉えられてきた。それ故に、ネオコロニアルな状況下での民族アイデンティティの構築に関わる議論のなかでも、ポリネシア人は伝統的な土地との関わりを強調してきた。以下では、ポリネシア人の土地との関係に焦点を当てて養取慣行を検討していくが、その前に、西欧接触以前のポリネシア人の土地との物理的、精神的なつながりと土地権について概観し、加えて、植民地支配を経て現在に至るまで人々と土地との関係がいかに変容したかについても言及する。

土地はタヒチ語でテ・フェヌア (*te fenua*) であり、「島」をも意味する。関連語として「根」を意味するテ・トゥム (*te tumu*) があるが、これは「基礎」、「土台」をも意味す

る。人はテ・フェヌアの一部としてこの世に生まれ、テ・フェヌアにテ・トゥムを持ちながら、つまり土地に根づいて生きる。言い換えば、土地が人間に帰属するのではなく、人間が土地に属すると考えられてきたといえる (Saura 2005:86)。このような「人間は自然(土地)の一部」であるとのポリネシア的自然観は、自然を人間と対峙するものとみる西欧的な捉え方とは異なると、カーンらは指摘する (Kahn 2011; McMullin 2005)。また、タヒチ人の「土地の一部である」、あるいは、「土地に属する」との認識は、西洋的な「土地所有」の概念とも異なる。

ポリネシア人は親族ごとに定められていたマラエ (*marae*) の管理を通して土地とのつながりを持ち、土地への権利を行使していた。マラエは祭祀場であり、通常、親族が属する土地の一角に建てられていた。土地を親族名で呼ぶことで自らの親族と関わる領域が定められていた。仮にある親族が隣接する別の親族との土地の境界を故意に変えて自らの土地を広げたとする。その場合、境界を変えた親族は「アイ・フェヌア (*ai fenua*, 土地を食べる)」と呼ばれ、咎められた (Henry 1928: 141)。

このように親族のマラエを通して土地への帰属が定められていたが、その帰属は当事者の生涯にわたって保障されていたわけではなく、2つの契機をもって変更された。一つは婚姻によってであり、帰属するマラエや土地が自らの親族のものから配偶者の親族のものへと変更された。それは夫婦のいずれかの土地帰属の変更であって、例えば妻が帰属を夫の土地に移す場合は、夫の土地帰属の変更はない。もう一つは、タイオ (*taio*) と呼ばれる友人関係を結ぶ契りを通してであった。親族関係にない人同士はタイオを結ぶことによって、互いの島や村を訪れた時、親族と同じよ

うにタイオ関係にある人の家に宿泊し飲食を共にする。本来の血縁に基づく土地への帰属とは異なるが、タイオを結んだ人は、タイオの相手の土地に一時滞在中はその相手と同様の暮らしが保障されていた (桑原2016)。

カーンはポリネシア人と土地との関係は相互依存적であるとする。土地は祖先とのつながり、親族の歴史や民族アイデンティティなどを形成するとともに、食料や薬や家屋も提供すると指摘する (Kahn 2011:68)。つまり、人々が土地(テ・フェヌアの自然)を慈しむことで、テ・フェヌアは人々に食物や薬草などの生きるに必要なものを人々に与える。故郷を出た人々にとって、テ・フェヌアは祖先、親族とつながる場所、そして自分が誰であるかを示す場所であり、いつか戻るべき所として誕生時より定められている。このようなポリネシアの人々と土地とのつながりは、伝統的社会から現在に至るまで面々と続いてきた。しかしながら、現在、土地との関わりは、ポリネシア人がそれを強調して感情的にも主張していくことで、フランスからの独立運動と連動した政治的意味を生むようになっている。

次に本稿の主題である子供と土地との関わりに焦点を当ててみよう。子供は誕生と同時に、胎盤やへその緒を土に埋めることによってテ・フェヌアに根付かせられる。フランス領ポリネシアの島々では、新生児の胎盤を親族のマラエに収めるか、家の敷地内に植えられた木の下、もしくは、家の正面玄関近くに埋める慣習が行われていた (Barbiera 1997; Saura 2005)。マラエに胎盤を収めていたのは、そのマラエを通して祖先とのつながりを確認し強化するためであり、ポリネシア人がキリスト教に改宗しマラエの維持・管理をしなくなってからは、主に木の下に埋めるようになった (Saura 2005:95)。木は子供の誕

生と共に植えられたもので、ココヤシやパンの木やマンゴーなど果実がなる木か、ティアレ・タヒチやブーゲンヴィルなどの装飾に使用できる花を咲かせる木である (Saura 2005:94)。木の下に埋めるのは胎児を成長させた胎盤が同様に木も育てると考えられているからである。子供がいずれ成長して島を出て遠くの土地で暮らしたとしても、自分の胎盤を栄養にして成長した木が根付く土地—これは「祖先とのつながりがある土地」を意味する—に、いずれは木を目印にして戻って来られるようにするためである。また、胎盤を家の正面玄関近くに埋めるのは、子供が社交的な性格になるためとも伝えられている (Saura 2005:32)。大きな親族集団の中で内向的にならずに、どの親族とも上手くつきあっていける性格は重要視される。また、同じくフランス領ポリネシア内にあり、タヒチ島より南に位置するオーストラル諸島では新生児のへその緒を海に投げ込む慣習がある。へその緒がどれほど深く海に沈んだかによって、その子供が、将来、有能な漁師になれるか否かがわかるという (Saura 2005:29)。また、バルビエラはタヒチ島において、へその緒を土に埋めると子供は親の近くにとどまり、海に投げ込むと島を出ると聞き取っている (Barbiera 1997:140)

以上をまとめると、子供の誕生と共に、胎盤やへその緒は子供の身体の一部として（あるいは、かつて一部であったものとして）、子供がこの世で生きていく上で根を張るべく、マラエや、木の根元や、家の周囲や、海に植えられる。植えられた先である土地や海はその子供の生涯に渡っての帰属先であり、性格や能力などの獲得も方向づける。

親族によるマラエの維持や管理がほとんど行われなくなった現在においても、フランス領ポリネシアの島々では新生児の胎盤を家屋

周辺に埋める慣習が続いている。近年では、離島の産婦は特に初産である場合は妊娠経過に問題がみられないとしても、衛生面や安全面を考慮してタヒチ島の総合病院や、ソサエティ諸島リーワード諸島内ではライアテア島の総合病院において出産するように指導される。産後すぐには体調や航空便や船便のスケジュールのために自らの島に戻れないこともあり、胎盤を持ち帰るのを諦める産婦が多い。しかしその一方で、クーラーボックスに入れて何が何でも持ち帰る人もいる。サウラが1997年5月から6月にかけてタヒチ島の200人、モーレア島とライアテア島の数十人の産婦に対して行ったアンケート調査によると、モーレア島とライアテア島では90%を超える産婦が、離島から出産に来ていた産婦の多いタヒチ島でも約半分の産婦が胎盤を持ち帰っていたという (Saura 2005)。

小学校までの教育機関しかない離島では中学校においては子供を近隣の島に出し、子供が高等教育での勉強の継続を望むのであれば（あるいは親が望むのであれば）、経済的に余裕があることと子供を託せる親族や友人がタヒチ島にいることを条件に、親は子供をタヒチ島に出す。子供がさらに優秀であり経済的余裕もあるのなら、フランス、アメリカ、オーストラリアなどの海外の大学に進学させる。また、進学のためではなく、就職のために自らの島を出るケースも多くみられる。思春期の少女も進学や就職といった表向きの理由の裏で、都市部に出ていくのは刺激を求めてであったりもする。しかし、親も子供自身も、子供が故郷の島を離れるのは一定期間であって、いずれは島に戻ってくると信じている。たとえ学業修了後に就職し家族を持つなどして故郷に戻ることが叶わなくとも、常に島の家族・親族とは連絡を取り続け、休暇時には帰郷し、つながりを保つ。

このように伝統的な土地への帰属意識は今なお強い一方で、現在では、ポリネシア人は土地の経済的価値を認め、自らの系譜を持ち出して祖先の土地への所有権を証明するのが一般的になっている。西欧的土地所有の概念がポリネシア人の間にも根付いてきたといえる。養子縁組においても、土地所有の概念に基づく土地の相続は重要な問題である。養子は養親の土地の相続権は持つが、実親の土地に対しては相続権を持たない。養子縁組が組まれるのも、近年頻繁にみられる親族間の土地相続の諍いを回避するためでもある。

5. ファアムと養子縁組

養取慣行ファアムは伝統的にタヒチ社会にあった。神話では人間間の養取のみならず、神が人間を養取する話が語られている (Henry 1928:584)。また、上層階級の政治的戦略として、かつては敵対関係にあった集団の子供をファアムでもって養取することによって、血縁に匹敵する強固な関係を構築していた (Henry 1928:319; Morrison 1935:175-176)。しかし、ファアムはタヒチ社会の上層階級の政治戦略としてだけではなく、平民の間でも頻繁に行われていた。

ファアム (*fa'a'amu*) は、*amu*、「食べる」という動詞に使役の接頭辞 *fa'a* がついた単語であり、「食べさせる」を意味する。オリバーは、ファアムに類似する語としてファアイ (*fa'a'ai*) を挙げる (Oliver 1974:701-702)。ファアイも「食べさせる」、「世話をする」を意味する。その上で、タヴァイ (*tavai*) を「養子にする」と定義する。しかしながら、オリバーはこれら3つの語彙の違いを明示せずに、広く実親以外の人による養育を指す語として、ファアムを「養子」というよりはむしろ「里子 (fosterage)」として捉えることを提案する。青柳は、プア・ファ

アム (*pua fa'a'amu*、養われている豚) やホノ・ファアム (*hono fa'a'amu*、養われている亀) といった表現があるとし、他人の豚を育てて子豚が生まれたときにその一部と親豚を本来の豚の持ち主に返し、豚を育てた人も子豚の一部を手に入れることができる慣習について述べる。(青柳1987:128)。つまり、ファアムの子供においても、子供は食べさせて成長させた後に実親に戻すものとの認識が強かったといえ、その意味では、ファアムは「里子」と捉えた方が妥当であるように見える。しかし、現在、例えば、「離島にいる友人の子供が高校に通うためにタヒチ島に出てきたのを預かっている」というケースを「ファアム」とは呼ばないし、より幼少の子供を何らかの理由で一時的に預かっている場合もファアムとは呼ばない。ファアムの養育者と子供の関係は一時的なものではなく、永続的な「疑似親子関係」として捉えられている。

つまり、関連語彙からくみ取れる「ファアム」の意味においては、ファアム親の役割は子供に食べさせることであるが、養育者と子供の関係は疑似親子関係である。上述の「親のための養子縁組」と「子のため養子縁組」のどちらに該当するかを考えると、ファアムは「子のため養取慣行」と言えるであろう。しかし、親族制度を軸において考察していくと、「子のため」というよりは、実親とファアム親双方の都合が優先されているのが垣間見られる。最も親たちの都合が優先されているように見えるのは土地への帰属と関わる場所であろう。

西欧接触期以前のタヒチ社会は双系出自をとり、父系、母系の両方を重視していた。ただし、土地への帰属は基本的に父系をもとに行われることが多かった。植民地支配のもと、西欧人男性が島社会に入りポリネシア人女性

と結婚しはじめると、夫婦がポリネシア人妻方親族の土地に帰属し、相続も母系をより重視する家族が出てきた。馬場は同じくポリネシアであるニウエ社会も双系出自であり、父系もしくは母系として一元的に帰属集団が定められる社会とは異なり、親族の境界があいまいになりがちであることから、系譜以外に親族関係の紐帯を規定する規範として養取慣行が行われていたと指摘する（馬場1998&2004）。須藤もまた、親族の境界線があいまいであるがゆえの養子・里子慣行の親族間の紐帯強化としての役割が、母系拡大家族が主たるミクロネシア社会においてもみとめられると述べる（須藤1989）。

タヒチ社会においても、ファアムには親族関係の紐帯を確認し強化する役割があるといえる。タヒチ社会の家族の特徴は他のポリネシア社会と同様に、夫婦と子供から成る基本家族の外側に境界があいまいな大きな親族集団が存在し、その集団も家族とみなされる拡大家族である点にある。基本家族の成員が欠如したときに、境界の外側に存在する親族がその家族に子供をファアムすることで成員の補充を行った。その際、子供を受ける側から申し込むことが多く、実親がその申し出を断るのは望ましくないとされていた。馬場はニウエの養取慣行において人々は相互扶助の精神を重視し、養取の依頼を受けた側は子供を出すのを断り辛く、大抵はその依頼に応える傾向にあると指摘する（馬場1998:2&4）。須藤も、女性が妊娠した際、子供の親族のうちの数人が養取を申し出て、そのような養取の申し出を実親はほとんど拒否できないという（須藤1989:71）。複雑な実親の心情を交えながらも、このような相互扶助の精神も拡大家族を成立させるためには必要な条件といえる。上述した通り、ファアム親の多くは子供の実親の親族や親友であり、関係を切った

り険悪なものにしたりするのを避けたい人々である。

このような親族間の紐帯強化の目的の下、実親とファアム親にはそれぞれの置かれた状況ごとにファアムを行う理由がある。以下ではそれをまとめておきたい。

ファアムを行う一つ目の理由は養育の配当を家族間で均等にするためである。これは「親の労働の均等化」といえるであろう。食料や住居空間などの都合上、子供が多過ぎる家族は養育する子供の数を少なくし、余裕がある家族はその数を増やし調整を行う。二つ目の理由は基本家族の成員が欠如した際、生業を営むのに支障が出るときに労働力を加担するためや家系が途絶えるのを回避するためである。これは「子供の労働の均等化」といえるであろう。子供は性別ごとに年少時から家庭内で仕事をあてがわれる。男女の人数に偏りがある場合には、足りない性の子供を養育する。また、高齢者のみの世帯において子供の労力が必要な場合もファアムが行われる。タヒチ社会では、独り暮らし、とりわけ高齢者の独居は親族や社会の心配の種となる。そのような状態に高齢者を置くことを極力さけるため、親族が高齢者を引き受けたり高齢者世帯にファアムをして成員の補充を行ったりするのである。

三つ目の理由は、タヒチ社会では子育てに家族・親族・コミュニティ内の仕事としての価値を置いているためである。タヒチでは社会全体として子供をかわいがり、子育てに関わりたがる人が多い傾向にある⁴⁾。しかし、単に子供が好きというのに留まらず、子育てはそれを行う女性の家族内、親族内の役割を明確にし、立場を確立させる。つまり、子育てをすることで、その人物は家族や親族やコミュニティ内にしっかり位置づけられる。ファアム親となった女性には養育者としての役

割を与えられるがそれは女性に限ったことではなく、男性でもマフ（*mahu*、男性として生まれてきたが女性の役割を担って生きている人々）でも、大抵は実母の親族であるが「育てる」役割を担うことができ、女性が行う時と同様にその役割は社会的に評価される（桑原 2017）。

近年、フランス領ポリネシア全域において、ファアムを選ばずにフランスの法の下に養子縁組を組みケースが増えている。それは、ポリネシア人の子供の養取を希望するフランス人が増加したことによる。

フランス人がポリネシア人の子供を養取する場合、以下の手続きを踏む必要がある。まずは養子になる子供およびその母親、もしくは、生まれてくる子供を養子として出すことを希望する妊婦を探す。フランス領ポリネシアには養子縁組を仲介する乳児院や支援団体が存在しない。したがって、フランス人は市場や路上で人々に声をかけるか、助産院の待合室の掲示板に掲示を出すか、パペーテにある離島の役場分室に問い合わせるかなどして妊婦を探す。社会福祉局には養子課があるが、そこでは養子と養親のマッチングは行っていない。

フランス人養親が養子となる子供を見つけたとする。次なるステップとして、養親は実親とともにタヒチ島にある社会福祉局に出向く。社会福祉局では、実親に子供を養子に出す意志を確認し、実親の家族や親族がそれに同意しているかも確認する。そして、両家族に養子縁組の手続きを説明する。実親と養親の意思が確認されたところで、社会福祉局において養親に親権取得の手続きを取らせる。養親が親権を取得した後、子供のパスポートをつくり、子供を連れてフランス本国へ帰る。実際の養子縁組は子供が満2歳になった時点でフランス領ポリネシアの裁判所へ申し立て

ることで成立する。その際、実親は子供を養子に出す意向があることを再度確認させられる（Gourdon 2004; Monleon 2002）。

フランスの制度では単純養子縁組と完全養子縁組の2種類の養子縁組があり、それはフランス領ポリネシアにおいても適用する（埴 1998; Gourdon 2004; Monleon 2002）。単純養子縁組は、子供の出生記録に実親の氏名と子供の出生地名が残される養子縁組である。子供は実親とのつながりを維持しながら、新たに養親と親子関係を築くことが求められる。それに対して、完全養子縁組では実親の名前は子供の出生記録から削除され、養親の名前に置き換えられる。子供の氏も養親のものに変えられる。子供は実親との関係を法的に完全に断たれる。遺産相続等において実子と同等の関係を法的に築けることから、完全養子縁組を希望するフランス人養親は多い。しかし、これは、実親とその親族との関係を切らないファアムにみられるような、ポリネシア式の親子関係、家族・親族のあり方とは異なる。

近年、ポリネシア人同士で行われる養子縁組が増加している。養子縁組の種類も、完全養子縁組で組むのが主流になっている。その理由として挙げられるのが子供に福利厚生適用をさせるためである。とりわけ実親が無職などで福利厚生が適用されない場合、完全養子縁組を組むことで養親の扶養家族として子供がそれを受けられるようにするのである。職のない若いカップルに子供が授かった場合、その状況を見かねたカップルのいずれかの両親が孫と養子縁組を組むことで、自らの扶養家族にするケースがみられる。他に頻繁に説明されるのは、実親が突然子供を取り戻すのを防ぐためという理由である。例えば、A氏は妹夫婦の子供を養取したが、その子供は幼少時に病弱であったために医療費

がかかった。子供が成長し丈夫になったところで実親に取り戻されても困るとの理由からその子供と完全養子縁組を組んだという。

6. ポリネシア人実親が求めるものとフランス人養親が求めるもの

ここでは、ポリネシア人とフランス人との間の養子縁組に対して、実親と養親それぞれの求めるものを検証していきたい。まずは、ポリネシア人実親が子供をフランス人に養子として出す理由をみていこう。ほとんどの実親の口に出るのが、子供にフランスで暮らし、良い教育を受けられる機会を与えたいとの理由である。子供が成長する環境、教育、その後の就職のために、フランス本国において経済的に余裕のあるフランス人親によって養育されることが子供のためになると実親は考えるのである。しかし、勿論フランスで成長することが子供にとって有利になると考える実親の全てが子供をフランスに養子として出すわけではない。実親自らが説明する理由の他に、養子縁組を組むのには実親の年齢ごとに異なる実親側の都合がある。

若く母親となった女性は子供の父親と共に就学中であったり、本人と子供の父親両方が無職であったり、まだ結婚する気もなかったりすることが多い。伝統的にはこのような若い母親は子供を自らの両親もしくは他の親族にファアムとして出していた。しかし、現在では、親族も就労しており日中に子供の面倒を見るのが難しかったり、経済的に苦しく子供の養育を担う余裕がなかったりとの理由から親族がファアムを拒む、あるいは、実親側がファアムに出すことを拒むケースがみられるようになった。例えば、フランス人男性の子供を未婚で妊娠したT氏は、T氏の父とは異なる男性と付き合うことになった。T氏とは世帯を別にして暮らすT氏の母親は

経済的に裕福ではなかった。子供を託すと母親が養育費を請求してくるのがT氏にはわかっていたので、妊娠中に生まれてくる子供をフランス人夫婦と養子縁組させることを決めた。誕生とともに子供を夫婦に託し、子供が2歳になったところで完全養子縁組を組むことを承諾した。

中年夫婦の場合は、既に子供が複数いるのもうこれ以上育てられないとの理由が最も多く挙げられる。これも経済的な側面からみると、世帯単位に必要な労働力は既に揃っている一方で、子供を育てるのには金がかかるために養子縁組に出すというのである。フランス領ポリネシアはオセアニアの近隣の島嶼国と比べて物価が高い。とりわけ貨幣経済が進んだタヒチ島では子供の食費、衣料費、教育費などがかかる。離島では根菜栽培や漁撈などで自給自足の生活がある程度可能であるが、それでも現金を使わずに自給自足のみで暮らすのは現在では難しい。このような世帯が既に子沢山であるといったケースでも、伝統的には子供を祖父母か叔父叔母などの親族にファアムに出していたところが、現在では親族に経済的負担が及ぶことを避けるため、フランス人へ子供を養子に出すようになったのである⁵⁾。

さらに、ファアムやポリネシア人親族へ養子に出すのではなくフランス人との養子縁組が選択されるのは、近親相姦やレイプによって子供が生まれた場合である。子供の実父が親族やコミュニティ内の人間という複雑な状況では、当事者だけではなく周辺の人々皆に、誰が父親でどのような理由で生まれた子供であるかは周知である。それ故に、出来るだけ子供を実の母と父とは遠く離れたところに出すことが望まれる。

フランス人がポリネシア人の子供を養子として受け入れる理由も様々である。フランス

人養親には子供が授からなかった夫婦や、シングルマザー、同性愛カップルもいれば、既に実子を持つがさらに子供を希望する夫婦もいる。いずれも、先に述べたように、まずはフランス本国内での養子縁組を検討するのであろうが、養子候補の子供とマッチングが成立するまで長く待たされること、あるいは、シングルマザーや同性愛者カップルであると本国内での養親の審査が通りづらいことも、本国外での養子縁組を検討する理由である。とりわけフランス領ポリネシアやニューカレドニアなどのフランスの海外領土ではビザ等の手続きが他の国より容易であり、出生後一ヶ月後ほどで子供をフランス本国に連れて帰ることができる。また、フランス領ポリネシアに以前赴任していたり、休暇で滞在した経験があったり、居住している友人を持っていたりすることから養子をもたらす先として多少なりとも馴染みのある場所であるとして、フランス領ポリネシアを選ぶフランス人も多い。複数のポリネシア人養子をもたらす親も少なくない。養子たちを兄弟姉妹にするのであるなら、同じポリネシア人の方が子供同士で気持ちを通じて良いのではないかと考えるからである。

養親が希望する養子の性別は、思春期に親との関係がこじれにくいと考えられている女兒を希望するケースが多いようであるが、どちらでもよいとする親も少なくない。実子を持つ養親では、実子の性と同じ性を希望する場合と異なる性を希望する場合と両方がみられる。むしろフランス人親がこだわるのは年齢であり、圧倒的に新生児を求める。ファアムにおいても、通常、子供は誕生と同時に新しい親に渡される。むしろ、ある程度年齢のいった子供の養子縁組は、たとえフランス人親が希望したとしてもフランス領ポリネシアでは対象となる子供を見つけるのは難し

い⁶⁾。

フランス本国の養子縁組制度に準じ、多くのフランス人親は養子を完全養子縁組で迎え、法的に実親との関係を切らせて、自らの子として養育するのを望む。現にフランス人養親のなかには、正式に養子縁組が成立する2歳までは実親と頻繁に連絡を取り合い、子供の写真を送り成長を伝えていたりもするが、完全養子縁組が成立した途端に実親との関係を断つ人もいるという。そのような事態を避けるべく、社会福祉局や養親団体では、フランス人親に対して、ポリネシア式ファアムでの実親家族とファアム親家族との親密なつながりを説明する。子供のポリネシア人実親や親族との関係を絶とうとするフランス人養親がいる一方で、普段から積極的に実親や親族に連絡をし、長期休暇をフランス領ポリネシアで過ごし、交流を取り続けるフランス人養親もいる。スカイプ等を使ってより頻繁に互いの顔をみながら近況を交わすケースもみられる。暮らしが不安定であり、住居を転々としている実親を、フランス領ポリネシアを訪れた際に子供のために探し出す努力を惜しまない養親もいる。

「ポリネシア人養子の生き方」といえるような典型的な人生モデルは存在しない。子供が本来持つ資質、養親の性格と養育・教育方法、居住する場所、養親以外の人間関係等、様々な要素が子供の成長と養親との関係に影響を与えていく。フランスで養子として育ったポリネシア人であることには変わりがなくても、子供ごとにさまざまな人生を送っているのが現状であろう。しかし、養子縁組はその子供にとっても重大な出来事であることにはかわりがなく、人生における出来事の良きも悪きも養子縁組に起因すると捉えられ説明されることはあるであろう。例えばマルケサス島からフランスへ養子に出されたP氏は思

春期には葛藤を抱えながらも、成人してからフランス領ポリネシアに戻り、観光ガイドとして働くようになる。フランス式の物事の捉え方やコミュニケーションの取り方を取得したと共に、同じ「血」を持つことからポリネシア人への歩み寄りも積極的にできたという。P氏は自身をフランスとポリネシアの中間に置かれていると感じる。彼にとっての母親はフランス人の育ての母であるというが、成人してからマルケサスに戻った時に実親や親族とすぐさま心を交わすことができたのも「血」でつながっているからだという。フランス、ポリネシアのそれぞれの社会からマイノリティとして疎外されるのではなく（一時はそれに苦しむ期間を経たとしても）、今後はフランスとマルケサスの両方とつながりながら生きていけたらとP氏は考えている。フランスに留学し、P氏と同様の仕事に就くポリネシア人もいるであろうが、P氏は、現在の彼の生き方はフランス人に養取されたからこそ、フランス的な性質とポリネシア的な性質の両方を得ることができて可能になったと捉えている。

7. おわりに

実親と養親に養子縁組を決めた理由を尋ねると、「親のため」から「子のため」へと優先が移行したかのような印象を持つ。しかし、厳密に「子のため」とは言い切れない側面もある。そこで、フランス人とポリネシア人間の養子縁組で、「子のための養子縁組」を成立させる上での問題を3つ挙げてみる。

第一の問題は、養子となる子供の探し方にある。既に述べているとおり、養子を探すフランス人は病院で診察を待つ妊婦に尋ねたり、助産婦の診察室に掲示に出したり、市場や道端で人々に声をかけたり、離島の役場分室に問い合わせたりする。したがってポリネシア

人実親とフランス人養親は以前からの既知の仲ではなく、養子縁組をもってはじめて関係を持つにいたる。子供の養取以前から実親とファアム親が親族や友人関係であるファアムと比べると、実親と養親とのつながりはそもそも薄い。第二の問題は、養親が子供を貰い受けることの報酬として実親に金を支払うことにある。これは、子供を売買の対象としているとし、社会福祉局ではそのような金銭の授受は行わないよう実親と養親には指導しているが、内密に行われているという。経済的に困窮している理由から子供を養子に出す実親にとっては、フランス人から子供の代償として渡される現金を拒むのは難しい。また、伝統的なポリネシアの相互扶助の観点からいえば、フランス人とはいえ子供の養育を託す相手として親族に値する関係になったからこそ、経済的余裕がある親族がない親族に援助するのはポリネシア人的には違和感のないことである。第三の問題は、フランス人の多くが完全養子縁組を希望することにある。完全養子縁組では実親の記録が消されるが、それは子供の実親とその親族との断絶を意味する。子供がたとえ親族の暮らす故郷の島から離れても、胎盤の埋められた島に戻ってくると信じるポリネシア人には、子供との断絶は耐え難いことである。裏を返せば、ポリネシア人養親が完全養子縁組を選択するようになったのも、このような実親が子供に込める期待を軽減させるためともいえる。

上述した通り、フランス本国内で幾年も待たされることで業を煮やしていた養子縁組を要望するフランス人にとって、養子候補の子供が見つけやすく、子供のパスポート発行や親権譲渡や養子縁組の法的手続きが然程困難ではないフランス領ポリネシアは魅力的である。それについては、フランス本土の養子縁組の問題をフランス領ポリネシアに押し付け

ているとの声もある。しかしながら、ポリネシア人実親は必ずしもフランス人養親の思うままに子供を奪われているわけではない。そもそも養子縁組はポリネシア人実親の同意のもとにしか成立しない。ポリネシア人実親のそれぞれが子供を養育できない理由を抱えており、親族間のファアムを検討した上でそれが難しいと判断し、子供がフランスで恵まれた人生を歩むことを望んでフランス人養親に子供を託す⁷⁾。さらに、養子縁組を通してフランス人養親との疑似親族関係が結ばれることで、実親は自身のフランス本土との結びつきも生まれることを期待する。例えば、先に述べたT氏は子供のフランスの養親宅に長期休暇で滞在し、養親からフランスで仕事を見つけないのなら協力すると言われたことを誇らしげに話す。すなわち、ポリネシア人実親にとってフランス人に子供を養子に出すことは子供の喪失ではなく、自らの親族関係の拡大であり、自らの帰属する土地の拡大として捉えられているとさえいえる。現に、完全養子縁組においては、養子はフランス人養親の土地を相続できる。

フランス領ポリネシアのフランスとのネオコロニアルなつながりは、ポリネシア人実親に子供をフランスに送り出しやすい環境を与え、フランス人養親には、養子の希望者の過多や養親審査の厳しさから子供を貰い受けるのに時間がかかる本国と比べ、容易く養子とする子を見つけることのできる環境を与える。つまり、実親、養親双方の都合に合致するのがフランス領ポリネシアとフランス本土のつながりである。このようなポリネシア人実親とフランス人養親のそれぞれの思惑や都合に翻弄され、ポリネシア人養子は土地への帰属についても、親族関係についても、民族アイデンティティの持ちようにおいても個人差はあれども葛藤を経験する。実親と養親の利害

関係が相互的なものとして成り立つとしたら、そのつけを養子が負わされているのかもしれない。

本稿で論じた通り、ポリネシア人親には子供はどれほど遠くに行こうとも、必ず生まれた島にいずれは戻ってくるものとの信念がある。新生児の胎盤を木の下や家の周囲に埋めるのもそのための慣習である。ファアムを選ばず、フランス人との養子縁組をして子供をフランスに送り出すのも、完全なる子供との断絶を希望してではない。実親は様々な思惑を抱きながらも、子供が成長し成人となった時、子供が故郷の島に戻ってくることを信じている。フランスで育った養子も、その考えとは無縁であるわけではない。

子供が年少時は、親たちが養子縁組成立と親子関係の在り方において指導権を握る。しかし、子供が成長し成人となったところで、実親との親子関係、養親との親子関係への指導権は子供の方がしだいに強く握るようになる。子供の島（土地）との関わりも、実親、養親の要望や都合が介入するとはいえ、子供の意志でもって決めることができるようになる。「島に戻る／戻らない」は、それが短期であろうが長期であろうが、フランスでフランス人養親のもとで育った子供が一度は考えることである。それは「実親や親族と暮らしたい」といったものでは必ずしもなく、多くの場合は「島に戻りたい」なのである。しかし、「島に戻りたい」に実親や親族との関係がまったく介入しないかといえばそれも違う。それは、土地を媒介にした実親、親族のつながりを念頭に入れての「島に戻りたい」なのである。

謝辞

本論は、平成23年度～平成27年度科学研究費助成金（基盤研究A「太平洋島嶼部におけ

るマイノリティと主流社会の共存に関する人類学的研究」, 代表者: 風間計博) による調査, 研究の一部である。

注

- 1) 養子制度は親子関係の性格を持つものばかりではなく, 大竹・竹田・長谷川の論集では親族関係の性格を持たぬ養子制度や擬制的親子関係の例として武士社会における人質養子, 家柄身分付与を目的とした腰掛養子などを挙げる。
- 2) 養子縁組においての子供のエイジェンシーについての先行研究もあり (Oswell 2013), フランス領ポリネシアのファアムと養子縁組についても子供のエイジェンシーに着目して考察することも可能であるが, それは別稿にて行うことにする。
- 3) 「マイノリティ」の語源はラテン語で minor であり, 法的に「未成年である人の状態」を意味する。そもそも個人に対して「未成年であり, 弱くて保護を要する存在」を指す語として使用されてきたが, 現在ではむしろ「集団」に用いられる。子供をマイノリティとする捉え方には「未発達」であるがために, 「弱くて後見を有する存在」として子供を見なし, 当該社会の意図が込められている。フランス領ポリネシアでは「マイノリティ」は積極的に使用されてこなかった背景がある (桑原 2017)。西欧的な意味での個人を主体とする「マイノリティ」概念はあくまで近代になり欧米から導入されたものであり, その根底にはリベラリズムに基づく「社会の成員(個人)は平等である」との思想がある。タヒチ社会では, 現代になって「個人」としての人間全ての平等を前提にすることではじめて, 不平等性を問題視する政治的視点が現出する。
- 4) 馬場もニウエの養取慣行の研究において子供を資源とみなす。その資源的価値として, 土地権の継承を保証し, 労働力の提供をするのに加え, 「愛玩の対象」となることを挙げる (1988:2)。
- 5) 四条はハワイの養取慣行についての考察において, もともとハワイ社会には伝統的な養取慣行ハリーナイがあったが, アメリカが養子縁組政策を普及させたことによって, それが以前は親族内に作用していたのが, 社会内の生活困窮者を支えるセーフティネットとして機能していることを指摘する

(2014)。フランス領ポリネシアにおける養子縁組は, このような社会全体を包括するようなセーフティネットというよりは, 依然として親族内の相互扶助的な役割が強い。

- 6) フランス領ポリネシアにおいてもネグレクトや虐待はあり, 被害者の子供たちを一時的に保護する施設もある。しかし, このような子供たちは事が落ち着いたところで, 実親や親族に引き取られていくのがほとんどである。フランス人へ養子に出される子供がいるかどうかについては, 筆者は調査を行っていないことから言及することができない。
- 7) 養育はできるが養育しない選択もある。例えば, 既に男の子が3人続き, 妊娠中に4人目の子供も男の子と告げられて, 養子に出すのを決めた夫婦の例もある。

参考文献

- Barbiera, Noelle (1997), “*aiu ma'ohi, 'aiu farani. De quelques représentations culturelles de l'enfant chez les jeunes mères tahitiennes*”, in Guy Fève ed. *Polynésie, Polynésiens, Hier et Aujourd'hui*. Paris: L'Harmattan. Pp.131-164.
- Bruno Saura (2005), *Entre nature et culture: La mise en terre du placenta en Polynésie française*. Papeete: Haere Po.
- Celentano, Alexandrine Brami (2002) “Frontières ethniques et redéfinition du cadre politique à Tahiti”. *Hermès* (32-33): 367-375.
- Gourdon, Pascal (2004) *Quelques réflexions sur l'amélioration du processus d'adoption des enfants polynésiens. Droit de la famille*. juillet-août: 16-20.
- Henry, Teuira (1928), *Ancient Tahiti*. Bulletin 48. Honolulu: Bernice P. Bishop.
- Institute de la Statistique de la Polynésie Française (2012), *Recensement de la population de 22 août du 18 septembre 2012*. Papeete: ISPF.
- Kahn, Miriam (2011), *Tahiti Beyond the Postcard: Power, Place, and Everyday Life*. Seattle: University of Washington Press.
- McMullin, Dan Taulapapa (2005), “The Fire that Devours Me”: Tahitian Spirituality and

- Activism in the Poetry of Henri Hiro. *International Journal of Francophone Studies*. 8(3): 341-57.
- Monleon, Jean-Vital (2002). "Adoption polynésienne vue par les popa'a et vécue par les polynésiens". *Tahiti-Pacifique*. 139:15-20.
- Morrison, James (1935), *The Journal of James Morrison, Boatswain's Mate of the Bounty, Describing the Mutiny and Subsequent Misfortunes of the Mutineers, together with an Account of the Island of Tahiti*. (Owen Rutter, ed.). London: Golden Cockerel Press.
- Oliver, Douglas (1974), *Ancient Tahitian Society*. 3 vols. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- Oswell, David (2013), *The Agency of Children: From Family to Global Human Rights*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 青柳まちこ (1987)『子育ての人類学』, 河出書房新社。
- 大竹秀男, 竹田旦, 長谷川善計編 (1988)『擬制された親子』, 三省堂。
- 桑原牧子 (1996)「身体実践と社会階層—18, 19世紀タヒチの他者認識—」『金城学院大学論集社会科学編』13(1):21-38。
- (2017)「マフトラエラエの可視化と不可視化—フランス領ポリネシアにおける多様な性の共生—」風間計博編『交錯と共生の人類学—オセアニアにおけるマイノリティと主流社会』ナカニシヤ出版, pp.133-164。
- 四条真也 (2014)「制度の中の『伝統』—アメリカの養子縁組制度における『ハーナイ』の機能に関する一考」『文化人類学』79(2):104-123。
- 須藤健一 (1989)『母系社会の構造—サンゴ礁の島々の民族誌』, 紀伊國屋書店。
- 長谷川善計 (1988)「序論」大竹秀男, 竹田旦, 長谷川善計編『擬制された親子』, 三省堂, pp.213-248。
- 埴陽子 (1988)「フランスの養子」大竹秀男, 竹田旦, 長谷川善計編『擬制された親子』, 三省堂, pp.213-248。
- 馬場優子 (1998)「ニウエ島における慣習的養取制度の現代的意味」,『大妻女子大学紀要』36:131-146。
- (2004)「オセアニアにおける養取をめぐる贈与交換：北部ギルバート諸島における養子・里子慣行の考察」『大妻女子大学紀要』36:13-16。
- 安見ゆかり (2011)「フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について」『青山法学論集』53(2): 165-188。